

都道府県立図書館評価の実態調査

盛野 友海

2008年6月に図書館法が改正され、運営の状況について評価を行い改善のための措置を講ずるよう努めること、それらの情報を積極的に提供するよう努めることが定められた。2001年には「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において数値目標と指標を定め各図書館による自己評価・点検の実行と結果の公開が推奨されており、それを改定した2012年の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では数値目標という文言は除かれたが公開についてインターネットなどを用いることが求められている。また2019年6月には活字文化議員連盟による『公共図書館の将来―「新しい公共」の実現を目指す―』の答申で5つの提言のひとつとして「新しい評価指標づくり」が挙げられている。このように図書館評価は図書館を運営するうえで重要視されている。しかし現在の先行研究では図書館評価の有無が論点の中心で内容について問われているものは少ない。本研究の目的は日本の公共図書館がどの程度図書館に関する評価をインターネット上に公開しているか、評価を行っている場合はどのような指標を使って評価を実施しているかを明らかにすることである。

本研究では評価を「目標や昨年度の実績などに対して今年度の実績をもとに比較・考察を行っているもの」、「目標が一定の期間で区切られており評価が定期的に行われているもの」、「評価結果として公表されているもの」と定義し対象とする。指標に関しては対象を都道府県立図書館とし、評価主体(行政・図書館・指定管理者など)によって分類しそれぞれに指標を集計する。評価の公開については都道府県立図書館、政令市、特別区、都道府県庁所在地の公共図書館を対象とする。

図書館評価の公表は都道府県立図書館では33館、政令市では14館、特別区では4館、都道府県庁所在地では18館で公開が確認された。図書館評価の公表がされていなかった都道府県立図書館15館16館のうちメールアドレスやHPから問い合わせができた12館について問い合わせ、8館から返信を得られた。これらを合計し都道府県立図書館において図書館評価を実施している図書館は39館だった。それぞれの指標の部分では特に増加した項目として課題解決支援サービスに関するものが多かった。

前回の調査『2008年度(平成20年度)公立図書館における評価に関する実態調査報告書』(2009)の調査から10年を経て図書館法や望ましい基準に近づいている。都道府県立図書館が地域支援型サービスから知識の拠点として課題解決支援サービスや文献提供サービスに舵を切る中、図書館の指標もレファレンス・サービスに関する指標の増加などが見られ、対応を進めている様子が見られた。図書館評価を他の評価と比較すると図書館評価はサービス重視で、行政評価は管理面の指標が多く、評価主体によって指標に差が見られることが分かった。

(指導教員 池内淳)